

令和3年度 荒尾市交通安全実施計画

荒尾市交通安全対策会議

(荒尾市市民環境部防災安全課)

目 次

総 論	1
第1部 道路交通の安全	2
第1節 荒尾市の施策	
1 市民一人ひとりへ交通安全意識の浸透	2
2 道路交通環境の整備	4
3 道路交通秩序の維持	4
4 救助・救急活動の充実	5
5 被害者支援の充実と推進	5
第2部 鉄道交通の安全	6
第3部 踏切道における交通の安全	6

総 論

1 令和3年度荒尾市交通安全実施計画について

この計画は、「第11次荒尾市交通安全計画」（計画期間令和3年度～令和7年度）を着実に推進するため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条第4項の規定に基づき、市内における陸上交通の安全に関し、荒尾市及び関係機関・団体が令和3年度において実施する具体的な施策をまとめたものです。

2 第11次荒尾市交通安全計画の目標（令和7年度まで）

○交通事故死者数 0人
○交通事故負傷者数 150人以下 } を継続すること

3 本市における交通事故の現状

(1) 道路交通事故の現状

令和2年中の本市の交通事故は、発生件数、負傷者数、死者数は前年より減少しましたが、第11次荒尾市交通安全計画で掲げる死亡者数0が達成できていない状態です。これとともに、歩行者保護意識の希薄さや、飲酒運転の根絶、自転車利用者のルール・マナーの向上など、交通安全対策にかかる問題は山積しています。

【本市の交通事故発生状況】（令和3年「交通要覧第45号」より）

区分／年別	令和元年	令和2年	増減数	増減率（%）
発生件数（件）	160	114	-46	-28.8
死者数（人）	2	1	-1	-50.0
負傷者数（人）	205	151	-54	-26.3

(2) 踏切道における交通事故の現状

令和2年中の本市の踏切道における交通事故は発生していません。

(3) 道路交通安全対策の根幹について

「第11次荒尾市交通安全計画」で掲げる最重点と7つの視点による、5つの柱からなる施策を講ずることにより、交通事故による死者数0の実現及び負傷者数の一層の減少に努めます。

【最重点】歩行者の安全確保

【7つの視点】

その1 高齢者及び子供の交通安全の確保、その2 自転車の安全利用推進、その3 シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用、その4 飲酒運転やあおり運転等の危険運転の根絶、その5 交通実態等をふまえたきめ細やかな対策の推進、その6 地域が一体となった交通安全対策の推進、その7 先端技術の活用推進

【5つの柱（施策）】

その1 市民一人ひとりへ交通安全意識の浸透、その2 道路交通環境の整備、その3 道路交通秩序の維持、その4 救助・救急活動の充実、その5 被害者支援の充実と推進

第1部 道路交通安全

第1節 荒尾市の施策

1 市民一人ひとりへ交通安全意識の浸透

(1) 交通安全教育について（第11次計画11P～12P参照）

荒尾市出前講座実施要綱に基づいた交通安全教室の実施

荒尾警察署や荒尾地区交通安全協会、荒尾自動車学園と連携し、受講者の年代に応じた内容の交通安全教室を実施し、より効果的な交通指導を目指します。

【交通安全教室の内容】

対象者	主な内容	指導方法
幼児 (幼稚園・保育園)	道路の正しい歩き方、信号機の見方、横断歩道の渡り方	講話、DVD視聴、横断歩道実技
小学校 (低学年)	道路の正しい歩き方、横断歩道の渡り方	講話、DVD視聴、横断歩道実技
小学校 (中・高学年)	自転車に乗るための心構え、点検方法、自転車の安全な乗り方、自転車損害賠償保険等への加入促進	講話、DVD視聴、自転車実技
中学校	自転車の安全な乗り方、点検方法、自転車損害賠償保険等への加入促進	講話、DVD視聴、自転車実技
支援学校	安全で正しい歩行、自転車点検・運転方法、自転車損害賠償保険等への加入促進	講話、DVD視聴、自転車実技
高齢者	前照灯の早め点灯、夜間反射材の着用、高齢ドライバーの安全運転の啓発、自転車損害賠償保険等への加入促進	講話、DVD視聴

(2) 交通安全に関する普及啓発活動について（第11次計画13P～14P参照）

ア 新入学児童に対する見守り運動の実施

新入学児童の初登校に合わせ、主要通学路上の交差点等において、荒尾市長をはじめ荒尾警察署長、荒尾地区交通安全協会長など、関係機関・団体の協力により、児童の保護誘導を行います。

イ 子供の交通事故防止用品等の配布

幼稚園・保育園児に対し視認性の向上を目的として「交通安全鈴付リボン」、小学校新入学児童に「黄色帽子」を配布し、子供の交通事故防止を図ります。

ウ 交通安全に関する普及啓発活動の実施

警察署や交通安全協会などの交通安全関係機関・団体等と連携して、広く市民に交通安全思想を普及するため、春と秋の全国交通安全運動や、年末年始の交通安全

運動の展開、毎月22日の交通事故防止キャンペーンにより、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践についての啓発活動を実施します。

また、交通安全運動期間中や毎月第1～3月曜日の月例街頭指導の日、各種イベントには荒尾市交通安全推進隊設置要綱に基づき設置した荒尾市交通安全推進隊により街頭指導を実施し、道路横断中の歩行者等の交通事故防止を図ります。

【令和3年度中の交通安全運動等の取組み】

●交通安全運動

春の全国交通安全運動	4月6日～4月16日
秋の全国交通安全運動	9月21日～9月30日
年末・年始交通安全運動	12月21日～1月3日

●その他

月例街頭指導	毎月第1～3月曜日
各種イベントにおける街頭指導	適宜出動要請により行う
交通事故防止キャンペーン	毎月22日（荒尾警察署管内）

エ 自転車安全利用五則※の周知

自転車は気軽に利用できる乗り物ですが、乗用車と同じ車両の間であることが一般的に認識されていません。子供や高齢者が自転車乗車中に事故に遭った場合、重大事故になる可能性が高いことから、交通安全教室等を通じて自転車安全利用五則※及び自転車の点検方法の周知徹底と、交通ルール遵守の啓発を行い事故防止に努めます。

また、一方で自転車は歩行者と衝突した場合、加害者になる側面があり、近年高額な賠償金を請求されるケースが増えていることから、県で令和3年10月より義務化された自転車保険の周知と加入の促進を図ります。

【※自転車安全利用五則とは】

- ①自転車は車道の通行が原則、歩道は例外のみ通行可能
- ②車道は左側を通行する
- ③歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行する
- ④安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯する
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用する

オ シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

事故に遭った時に、シートベルトを着用していた場合と非着用の場合を比較すると、死亡率に極めて大きな差があることから、自動車乗車中の事故による乗員の被害軽減を図るため、各種広報活動を通じた啓発を行います。

カ 夕暮れ時と夜間及び早朝の交通事故防止対策

歩行者や自転車利用者に対し、より目立つために明るい色の服装の着用及び反射材用品等の活用を促進するとともに、運転者には、自動車や自転車の前照灯の早め点灯についての啓発を推進します。

2 道路交通環境の整備

(1) 生活道路の安全・安心な歩行空間の確保について (第 11 次計画 16P 参照)

通学路点検の実施

通学路における児童生徒の安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や、問題事項への対策と改善の継続的な取り組みを実施することで通行の安全を確保するとともに、道路交通の実態に応じ関係機関が連携し必要な対策を図ります。

(2) 交通安全施設等の整備について (第 11 次計画 16P 参照)

道路標識・道路標示等の維持管理

標識等の効用が損なわれないよう、効果的かつ適切な維持管理を行います。

(3) 高齢者等の移動手手段の確保について (第 11 次計画 16P 参照)

公共交通の利便性向上による移動手手段確保

令和 2 年 10 月より AI オンデマンドタクシー「おもやいタクシー」を導入し、移動手手段の確保を図るとともに、今後、更におもやいタクシーをはじめとする公共交通と福祉分野等が密接に連携することで、公共交通の利便性向上を目指します。

(4) 災害に備えた道路交通環境の整備について (第 11 次計画 17P 参照)

災害時の交通規制と規制機資材の充実

災害発生時の安全で円滑な道路交通を確保するため、通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための交通規制資機材の整備を推進するとともに、被災地域への車両の流入抑制を行い、被害状況を把握した上で、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づく通行禁止等を迅速かつ的確に実施します。

(5) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備について (第 11 次計画 18P 参照)

道路法に基づく通行の禁止等の実施

道路の保全と交通の危険防止のため、異常気象時等により、通行が危険であると認められる場合などは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行います。

3 道路交通秩序の維持

(1) 危険運転の根絶に向けた取り組みについて (第 11 次計画 19P 参照)

飲酒運転の根絶

飲酒が運転に及ぼす悪影響やその他危険性等の周知徹底を図るため、広報啓発活動を推進し、市民総ぐるみで「飲酒運転を絶対にしない、させない」社会環境づくりに努めます。

(2) 自転車における交通ルールの遵守について (第 11 次計画 19P 参照)

自転車の交通ルールとマナー向上に向けた取り組み

自転車の交通ルール遵守とマナー向上と併せて、電動キックボード等の運転免許が必要である乗り物についても啓発を推進します。

4 救助・救急活動の充実

(1) 救助・救急体制の整備・拡充について (第 11 次計画 20P 参照)

救助体制の整備・拡充と救急救命機材等の整備

多様化する交通事故に対し、負傷者の救命率・搬送能力の一層の向上を図るため、救急救命士の配置や、救助・救急体制を充実させます。

また、より高度な救急救命処置が行える機材等の整備を促進します。

(2) 救急医療体制の整備について (第 11 次計画 20P 参照)

救急医療体制の整備

市民が 24 時間安心して医療サービスを受けることが出来るよう、荒尾市民病院を中心とする救急医療体制を整え、救急搬送の体制づくりや救急医療体制の確保と維持に努めます。

5 被害者支援の充実と推進

(1) 交通事故の相談について (第 11 次計画 21P 参照)

熊本県交通事故相談所の活用

熊本県交通事故相談所を活用するとともに、相談所の周知に努めます。

また、交通遺児対策として、保護者が交通事故等により死亡または障がいの状態となり親権者、後見人その他の者に療育されている遺児に対し、援護事業の周知に努め、交通遺児の健全な育成を図ります。

【熊本県交通安全事故相談所】

県庁行政棟本館 2 階 電話番号 096-333-2295

交通事故相談受付時間：9 時 00 分～16 時 00 分（土・日・祝日・年末年始は休み）

(2) 自転車保険の加入促進について (第 11 次計画 21P 参照)

自転車保険の加入促進

令和 3 年 10 月一部改正「熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車利用者等に対して損害賠償責任保険等への加入を促進します。

また、自転車によって発生した事故も自動車のものと同様に責任が生じることと、高額化する賠償額の実態等について周知するなどして、市民の理解の増進に努めます。

第2部 鉄道交通の安全

(1) 救助・救急活動の充実について（第11次計画22P参照）

救助・救急活動の充実

鉄道事故等が発生した際に、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うため、関係機関・団体との連携・協力体制の強化を推進します。

第3部 踏切道における交通の安全

(1) 踏切道における交通の安全について（第11次計画23P参照）

踏切の整備と構造の見直し

市内の各踏切道について、交通の状況や、人口の動静等の状況の変化を勘案しつつ、踏切の整備の継続をはじめ、踏切道の構造の見直しなどを検討します。